

令和5年

第4回由利本荘市議会
定例会（12月）提出議案

令和5年11月30日

秋田県由利本荘市

令和5年第4回由利本荘市議会定例会（12月）提出議案一覧表		ページ
議案第152号	由利本荘市一般職の職員の給与に関する条例及び由利本荘市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案	1
議案第153号	由利本荘市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案	9
議案第154号	由利本荘市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案	10
議案第155号	由利本荘市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案	11
議案第156号	由利本荘市印鑑条例の一部を改正する条例案	14
議案第157号	由利本荘市農山村集会施設条例の一部を改正する条例案	15
議案第158号	由利本荘市営スキー場条例の一部を改正する条例案	17
議案第159号	由利本荘市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例案	18
議案第160号	由利本荘市ガス事業、水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案	19
議案第161号	由利本荘市立学校設置条例の一部を改正する条例案	20
議案第162号	由利本荘市学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例案	21
議案第163号	由利本荘市テレビ共同視聴施設整備事業費分担金徴収条例を廃止する条例案	22
議案第164号	新山小学校改築建築主体工事（第Ⅰ・Ⅱ期）請負変更契約の締結について	23
議案第165号	矢島小学校改築建築主体工事請負変更契約の締結について	24
議案第166号	公の施設の指定管理者の指定について	25
議案第167号	公の施設の指定管理者の指定について	26
議案第168号	公の施設の指定管理者の指定について	27
議案第169号	公の施設の指定管理者の指定について	28
議案第170号	公の施設の指定管理者の指定について	29

議案第171号	公の施設の指定管理者の指定について	30
議案第172号	公の施設の指定管理者の指定について	31
議案第173号	公の施設の指定管理者の指定の期間の変更について	32
議案第174号	公の施設の指定管理者の指定の期間の変更について	33
議案第175号	公の施設の指定管理者の指定の期間の変更について	34
議案第176号	公の施設の指定管理者の指定の期間の変更について	35
議案第177号	本荘由利広域市町村圏組合規約の一部変更について	36
議案第178号	令和5年度由利本荘市一般会計補正予算（第13号）	別冊
議案第179号	令和5年度由利本荘市一般会計補正予算（第14号）	別冊
議案第180号	令和5年度由利本荘市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案第181号	令和5年度由利本荘市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案第182号	令和5年度由利本荘市診療所運営特別会計補正予算（第2号）	別冊
議案第183号	令和5年度由利本荘市診療所運営特別会計補正予算（第3号）	別冊
議案第184号	令和5年度由利本荘市水道事業会計補正予算（第3号）	別冊
議案第185号	令和5年度由利本荘市下水道事業会計補正予算（第3号）	別冊
議案第186号	令和5年度由利本荘市下水道事業会計補正予算（第4号）	別冊
議案第187号	令和5年度由利本荘市ガス事業会計補正予算（第2号）	別冊

議案第152号

由利本荘市一般職の職員の給与に関する条例及び由利本荘市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（案）

由利本荘市一般職の職員の給与に関する条例及び由利本荘市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

（由利本荘市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 由利本荘市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年由利本荘市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「100分の117.5」を「100分の122.5」に改め、同条第3項中「100分の117.5」を「100分の122.5」に、「100分の65」を「100分の72.5」に改める。

第26条第2項第1号中「100分の97.5」を「100分の107.5」に改め、同項第2号中「100分の47.5」を「100分の50」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別紙

第2条 由利本荘市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「100分の122.5」を「100分の120」に改め、同条第3項中「100分の122.5」を「100分の120」に、「100分の72.5」を「100分の68.75」に改める。

第26条第2項第1号中「100分の107.5」を「100分の102.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の48.75」に改める。

（由利本荘市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第3条 由利本荘市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成25年由利本荘市条例第57号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の117.5」を「100分の122.5」に、「100分の162.5」を「100分の172.5」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）特定任期付職員給料表

号給	給料月額
1	382,185

2	4 2 9, 4 5 5
3	4 7 9, 7 4 2
4	5 4 2, 0 9 9
5	6 1 8, 5 3 6
6	7 2 2, 1 2 8
7	8 4 3, 8 2 4

第4条 由利本荘市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の122.5」を「100分の120」に、「100分の172.5」を「100分の167.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和5年12月1日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の由利本荘市一般職の職員の給与に関する条例（次項において「改正後の給与条例」という。）別表第1及び別表第2の規定並びに第3条の規定による改正後の由利本荘市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（次項において「改正後の任期付職員条例」という。）別表の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の由利本荘市一般職の職員の給与に関する条例又は第3条の規定による改正前の由利本荘市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

令和5年11月30日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

秋田県人事委員会勧告に準じて、給料表並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合の改定を行うため、条例の一部を改正しようとするものである。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額						
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	163,032	209,196	242,285	273,161	297,098	324,957	367,601
	2	164,138	210,905	243,793	274,770	299,210	327,170	370,216
	3	165,345	212,615	245,201	276,279	301,222	329,383	372,630
	4	166,451	214,124	246,609	277,888	303,133	331,394	375,044
	5	167,557	215,632	247,816	279,397	304,943	333,406	376,955
	6	168,664	217,443	249,426	281,107	306,753	335,417	379,469
	7	169,770	219,152	250,934	282,917	308,362	337,328	381,782
	8	170,876	220,862	252,342	284,727	309,972	339,239	384,297
	9	171,882	222,371	253,449	286,437	311,581	341,150	386,710
	10	173,290	223,879	254,857	288,348	313,794	343,161	389,325
	11	174,598	225,388	256,365	290,158	316,006	345,173	391,940
	12	175,905	226,897	257,673	291,969	318,018	347,184	394,555
	13	177,112	228,104	258,980	293,779	320,029	348,995	396,868
	14	178,621	229,512	260,187	295,388	322,041	351,006	399,182
	15	180,129	230,920	261,394	296,796	323,952	352,917	401,394
	16	181,739	232,328	262,601	298,204	325,863	354,828	403,708
	17	182,845	233,736	263,808	299,713	327,773	356,538	405,518
	18	184,253	235,345	265,115	301,725	329,785	358,549	407,429
	19	185,661	236,854	266,423	303,736	331,696	360,360	409,340
	20	187,069	238,262	267,730	305,546	333,607	362,271	411,150
	21	188,376	239,469	269,138	307,256	335,317	364,182	412,960
	22	190,690	241,078	270,647	309,167	337,328	366,093	414,771
	23	192,902	242,586	272,256	311,078	339,340	368,003	416,581
	24	195,115	243,994	273,765	312,888	341,250	369,914	418,392
	25	197,328	245,000	275,374	314,598	342,659	371,825	420,001
	26	199,037	246,509	277,084	316,610	344,569	373,736	421,509
	27	200,546	247,816	278,693	318,621	346,480	375,647	423,018
	28	202,055	249,023	280,302	320,532	348,391	377,558	424,527
	29	203,563	250,130	281,911	322,242	350,001	379,067	426,035
	30	204,971	251,135	283,420	324,253	351,911	380,877	427,343
	31	206,379	252,040	284,928	326,265	353,722	382,687	428,650
	32	207,787	252,946	286,437	328,276	355,532	384,297	429,857
	33	209,196	253,851	287,543	329,483	357,342	386,006	431,064
	34	210,503	254,756	289,153	331,495	359,153	387,414	432,371
	35	211,810	255,561	290,661	333,406	360,863	388,822	433,679
	36	213,118	256,365	292,170	335,417	362,572	390,231	434,886
	37	214,425	257,069	293,578	337,328	363,980	391,639	436,093
	38	215,632	258,176	295,187	339,239	365,288	392,845	436,897
	39	216,839	259,382	296,796	341,150	366,595	394,052	437,702
40	217,946	260,489	298,406	343,061	368,003	395,058	438,507	

41	219,052	261,696	299,914	344,871	369,110	396,164	439,110
42	220,158	262,903	301,523	346,782	370,015	397,371	439,814
43	221,164	264,009	303,032	348,592	371,021	398,478	440,518
44	222,170	265,115	304,541	350,403	372,127	399,584	441,222
45	223,075	266,222	306,150	351,911	372,932	400,288	442,027
46	223,980	267,328	307,759	353,319	373,837	400,992	442,831
47	224,885	268,434	309,368	354,728	374,742	401,696	443,234
48	225,790	269,440	310,877	356,236	375,547	402,400	443,938
49	226,696	270,446	311,782	357,745	376,351	403,004	444,440
50	227,601	271,451	313,291	358,549	377,156	403,607	444,843
51	228,506	272,457	314,799	359,555	377,960	404,110	445,245
52	229,411	273,362	316,408	360,561	378,664	404,512	445,647
53	230,216	274,268	318,018	361,466	379,368	404,914	446,050
54	231,121	275,173	319,627	362,572	380,072	405,216	446,452
55	232,026	276,078	321,135	363,478	380,776	405,518	446,854
56	232,831	276,983	322,644	364,483	381,480	405,820	447,156
57	233,132	277,888	324,052	365,388	381,983	406,121	447,458
58	233,937	278,793	325,259	366,093	382,587	406,423	447,860
59	234,641	279,699	326,365	366,797	383,190	406,725	448,162
60	235,244	280,604	327,472	367,400	383,894	407,027	448,463
61	235,848	281,610	328,176	367,802	384,297	407,328	448,765
62	236,552	282,615	329,081	368,406	385,001	407,630	
63	237,155	283,520	329,886	369,110	385,604	407,932	
64	237,658	284,426	330,690	369,814	386,208	408,233	
65	238,161	284,928	331,495	370,116	386,610	408,535	
66	238,664	285,633	331,897	370,820	387,213	408,837	
67	239,167	286,337	332,500	371,524	387,817	409,139	
68	239,770	287,242	333,204	372,127	388,420	409,440	
69	240,273	288,247	334,009	372,429	388,822	409,641	
70	240,776	289,052	334,713	373,032	389,325	409,943	
71	241,279	289,857	335,417	373,736	389,828	410,245	
72	241,782	290,661	336,021	374,340	390,432	410,446	
73	242,285	291,365	336,523	374,641	390,733	410,647	
74	242,788	291,868	337,127	375,245	391,136	410,949	
75	243,190	292,270	337,630	375,949	391,538	411,251	
76	243,693	292,673	338,233	376,552	391,940	411,452	
77	244,196	292,874	338,535	376,955	392,242	411,653	
78	244,698	293,176	339,038	377,457	392,544	411,955	
79	245,201	293,377	339,440	378,061	392,845	412,256	
80	245,704	293,679	339,842	378,564	393,047	412,458	
81	246,107	293,880	340,245	379,067	393,248	412,659	
82	246,609	294,081	340,748	379,670	393,549	412,960	
83	247,012	294,383	341,250	380,173	393,851	413,262	
84	247,414	294,584	341,753	380,475	394,052	413,463	

85	247,816	294,885	342,055	380,877	394,254	413,664	
86	248,219	295,187	342,457	381,380	394,555		
87	248,621	295,489	342,960	381,782	394,857		
88	249,023	295,791	343,363	382,185	395,058		
89	249,426	296,092	343,664	382,587	395,259		
90	249,928	296,495	344,067	383,090	395,561		
91	250,230	296,796	344,569	383,492	395,863		
92	250,532	297,199	344,972	383,894	396,064		
93	250,834	297,400	345,173	384,196	396,265		
94		297,601	345,575				
95		297,903	346,078				
96		298,305	346,480				
97		298,506	346,682				
98		298,808	347,084				
99		299,210	347,486				
100		299,612	347,788				
101		299,814	348,090				
102		300,115	348,492				
103		300,518	348,894				
104		300,819	349,296				
105		301,020	349,799				
106		301,322	350,202				
107		301,725	350,604				
108		302,026	351,006				
109		302,227	351,509				
110		302,630	351,911				
111		303,032	352,213				
112		303,334	352,515				
113		303,535	353,018				
114		303,736					
115		304,038					
116		304,440					
117		304,641					
118		304,842					
119		305,144					
120		305,446					
121		305,848					
122		306,049					
123		306,351					
124		306,653					
125		306,954					
定年前再任用短時間勤務職員	189,785	217,443	257,673	277,184	292,371	318,018	360,058

別表第2（第3条関係）

医療職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	1	264,700	346,600	406,900	474,700
	2	267,200	349,600	409,600	477,000
	3	269,600	352,400	412,100	479,200
	4	272,000	355,300	414,700	481,500
	5	274,100	357,800	417,100	483,700
	6	277,600	360,800	419,100	485,800
	7	281,100	363,800	420,900	488,000
	8	284,500	366,600	422,800	490,000
	9	288,100	368,700	424,600	491,900
	10	291,600	371,200	427,300	494,000
	11	295,200	373,900	429,800	496,100
	12	298,700	376,400	432,200	498,200
	13	302,200	379,100	434,400	500,300
	14	306,100	382,500	436,900	502,200
	15	310,000	385,500	438,900	504,300
	16	313,600	388,800	441,000	506,400
	17	317,200	391,800	443,000	508,300
	18	320,700	394,400	445,200	510,300
	19	324,200	396,800	447,400	512,300
	20	327,700	399,300	449,500	514,100
	21	331,300	401,900	450,900	515,900
	22	335,000	403,900	453,300	517,700
	23	338,400	405,500	455,600	519,500
	24	341,700	407,100	457,800	521,300
	25	345,000	408,800	459,800	522,900
	26	347,500	411,000	462,100	524,700
	27	350,000	413,100	464,300	526,500
	28	352,300	415,100	466,600	528,300
	29	354,400	417,200	468,700	529,900
	30	356,100	419,300	470,900	531,700
	31	357,800	420,900	473,200	533,500
	32	359,600	422,600	475,300	535,300
	33	361,500	424,500	477,100	536,900
	34	363,700	426,000	479,200	538,700
	35	365,800	427,800	481,300	540,400
	36	367,800	429,600	483,300	542,100
	37	369,700	431,500	485,400	543,700
	38	371,900	433,500	487,100	545,300
	39	374,000	435,300	488,900	546,700
40	376,000	437,200	490,700	548,300	

41	378,000	439,000	492,300	549,800
42	378,700	440,700	494,100	551,200
43	379,300	442,400	495,900	552,600
44	380,000	444,200	497,500	553,900
45	380,900	446,000	498,900	555,100
46	382,200	447,800	500,600	556,100
47	383,500	449,500	502,400	557,100
48	384,800	451,200	504,100	558,100
49	385,600	452,800	505,600	559,100
50	386,400	454,500	506,900	560,000
51	387,200	456,200	508,200	560,900
52	387,700	457,900	509,500	561,800
53	388,500	459,800	510,500	562,600
54	389,300	461,000	511,800	563,500
55	390,000	462,200	513,100	564,400
56	390,700	463,400	514,400	565,300
57	391,400	464,400	515,400	566,200
58	392,300	465,400	516,200	567,100
59	393,000	466,300	517,000	568,000
60	393,600	467,100	517,800	568,700
61	394,100	467,900	518,700	569,600
62	394,600	468,600	519,500	570,500
63	395,000	469,300	520,400	571,400
64	395,400	469,900	521,200	572,300
65	395,700	470,600	522,100	573,200
66		471,300	523,000	
67		471,900	523,700	
68		472,500	524,600	
69		472,800	525,500	
70		473,400	526,300	
71		474,100	527,200	
72		474,800	528,100	
73		475,200	528,900	
74		475,800	529,800	
75		476,500	530,700	
76		477,200	531,400	
77		477,600	532,200	
78		478,200	533,100	
79		478,800	534,000	
80		479,300	534,900	
81		479,900	535,700	
82		480,400	536,600	
83		480,900	537,500	
84		481,400	538,400	

	85		481,800	539,200	
	86		482,400	540,100	
	87		482,800	541,000	
	88		483,300	541,900	
	89		483,800	542,700	
	90		484,400		
	91		485,000		
	92		485,400		
	93		485,900		
	94		486,500		
	95		487,100		
	96		487,600		
	97		488,100		
定年前再任用短時間勤務職員		297,300	339,700	394,300	467,400

議案第153号

由利本荘市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する
条例（案）

由利本荘市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正す
る条例

第1条 由利本荘市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例（平成17年
由利本荘市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の157.5」を「100分の167.5」に改める。

第2条 由利本荘市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を次の
ように改正する。

第4条中「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

この条例は、令和5年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月
1日から施行する。

令和5年11月30日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

秋田県人事委員会勧告に準じて、期末手当の支給割合の改定を行うため、条例の一部を
改正しようとするものである。

議案第154号

由利本荘市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）
由利本荘市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 由利本荘市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（平成17年由利本荘市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の157.5」を「100分の167.5」に改める。

第2条 由利本荘市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

この条例は、令和5年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

令和5年11月30日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

秋田県人事委員会勧告に準じて、期末手当の支給割合の改定を行うため、条例の一部を改正しようとするものである。

議案第155号

由利本荘市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）

由利本荘市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

由利本荘市国民健康保険税条例（平成17年由利本荘市条例第166号）の一部を次のように改正する。

第25条に次の1項を加える。

3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

- (1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第4条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第8条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被

保険者につき第10条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該
出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

- (6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当
該出産被保険者につき第11条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項
に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均
等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度
に属する月数を乗じて得た額

第26条の2の次に次の1条を加える。

（出産被保険者に係る届出）

第26条の3 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、
次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号（行政手続における特定の個
人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号
をいう。以下同じ。）
- (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (3) 出産の予定日
- (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければなら
ない。

- (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
- (2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類
- (3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に
係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことがで
きる。

4 第1項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事
項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場
合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の由利本荘市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国

民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和5年11月30日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、出産被保険者の均等割及び所得割減額措置に係る条項を整備するため、条例の一部を改正しようとするものである。

議案第156号

由利本荘市印鑑条例の一部を改正する条例（案）

由利本荘市印鑑条例の一部を改正する条例

由利本荘市印鑑条例（平成17年由利本荘市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項中「その者に係る個人番号カード」の次に「で、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備（その者に係る移動端末設備で、公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているもの」を加え、同項後段を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年11月30日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴い、移動端末設備を利用した印鑑登録証明書の交付を可能とするため、条例の一部を改正しようとするものである。

議案第 157 号

由利本荘市農山村集会施設条例の一部を改正する条例（案）

由利本荘市農山村集会施設条例の一部を改正する条例

由利本荘市農山村集会施設条例（平成 17 年由利本荘市条例第 332 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

由利本荘市岩谷麓構造改善センター	由利本荘市岩谷麓字中谷地 1 番地 1
由利本荘市大小屋研修センター	由利本荘市岩野目沢字山下 60 番地 1
由利本荘市深沢集会施設	由利本荘市深沢字前田表 555 番地 1
由利本荘市滝集会施設	由利本荘市滝字館ノ下タ 28 番地
由利本荘市特殊農産物研究センター	由利本荘市長坂字上長坂 129 番地 5
由利本荘市都市農村交流センター	由利本荘市松本字蛇喰 4 番地 1
由利本荘市小栗山集会施設	由利本荘市小栗山字小栗山 38 番地
由利本荘市北福田集会施設	由利本荘市北福田字堂ノ沢 89 番地 1

」を

「

由利本荘市大小屋研修センター	由利本荘市岩野目沢字山下 60 番地 1
由利本荘市深沢集会施設	由利本荘市深沢字前田表 555 番地 1
由利本荘市滝集会施設	由利本荘市滝字館ノ下タ 28 番地
由利本荘市都市農村交流センター	由利本荘市松本字蛇喰 4 番地 1
由利本荘市小栗山集会施設	由利本荘市小栗山字小栗山 38 番地

」に

改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

令和5年11月30日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

由利本荘市岩谷麓構造改善センター、由利本荘市特殊農産物研究センター及び由利本荘市北福田集会施設の用途廃止に伴い、条例の一部を改正しようとするものである。

議案第158号

由利本荘市営スキー場条例の一部を改正する条例（案）

由利本荘市営スキー場条例の一部を改正する条例

由利本荘市営スキー場条例（平成17年由利本荘市条例第226号）の一部を次のように改正する。

別表第2の3大平スキー場の表中「310円」を「550円」に、「630円」を「1,100円」に、「3,160円」を「5,500円」に、「6,310円」を「11,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和5年12月1日から施行する。

令和5年11月30日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

大平スキー場の使用料を改めるため、条例の一部を改正しようとするものである。

議案第159号

由利本荘市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例（案）

由利本荘市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

由利本荘市コミュニティセンター条例（平成17年由利本荘市条例第139号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「由利本荘市滝地区コミュニティセンター」の項を削る。

別表第2第5項を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和5年11月30日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

由利本荘市滝地区コミュニティセンターの用途廃止に伴い、条例の一部を改正しようとするものである。

議案第160号

由利本荘市ガス事業、水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（案）

由利本荘市ガス事業、水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

由利本荘市ガス事業、水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成17年由利本荘市条例第244号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項第3号中「1,652.1ヘクタール」を「1,707.6ヘクタール」に改め、同項第4号中「3万7,330人」を「3万7,610人」に改め、同項第5号中「1万5,006立方メートル」を「1万5,251立方メートル」に改め、同条第5項第2号中「1,782.5ヘクタール」を「1,726.3ヘクタール」に改め、同項第3号中「3万7,200人」を「3万6,470人」に改め、同項第4号中「1万1,753.8立方メートル」を「1万1,512.9立方メートル」に改める。

別表第3の2矢島地区の表中新荘・立石地区農業集落排水施設の項を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和5年11月30日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

集落排水事業の新荘・立石地区を公共下水道の矢島処理区へ統合するため、条例の一部を改正しようとするものである。

議案第161号

由利本荘市立学校設置条例の一部を改正する条例（案）

由利本荘市立学校設置条例の一部を改正する条例

由利本荘市立学校設置条例（平成17年由利本荘市条例第80号）の一部を次のように改正する。

別表中「由利本荘市矢島町城内字八森6番地」を「由利本荘市矢島町七日町字助の淵1番地4」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和5年11月30日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

矢島小学校の移転に伴い新たな位置を定めるため、条例の一部を改正しようとするものである。

議案第162号

由利本荘市学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例（案）

由利本荘市学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例

由利本荘市学校給食共同調理場条例（平成17年由利本荘市条例第85号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

由利本荘市北部学校給食センター	由利本荘市岩谷町字日渡85番地
-----------------	-----------------

」を

「

由利本荘市北部学校給食センター	由利本荘市岩谷町字日渡85番地
由利本荘市矢島学校給食センター	由利本荘市矢島町七日町字助の淵1番地4

」に

改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和5年11月30日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

矢島小学校の移転に伴い学校給食共同調理場を新設するため、条例の一部を改正しようとするものである。

議案第163号

由利本荘市テレビ共同視聴施設整備事業費分担金徴収条例を廃止する条例（案）

由利本荘市テレビ共同視聴施設整備事業費分担金徴収条例を廃止する条例

由利本荘市テレビ共同視聴施設整備事業費分担金徴収条例(平成17年由利本荘市条例第90号)は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年11月30日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

由利本荘市テレビ共同視聴施設整備事業の終了に伴い、条例を廃止しようとするものである。

議案第164号

新山小学校改築建築主体工事（第Ⅰ・Ⅱ期）請負変更契約の締結について

次のとおり工事請負契約を変更し、締結するものとする。

- 1 契約の目的 新山小学校改築建築主体工事（第Ⅰ・Ⅱ期）
- 2 契約金額 2,971,408,000円
(変更前 2,868,305,000円)
- 3 契約の相手方 村岡・長田・山科特定建設工事共同企業体
代表者 由利本荘市一番堰181
村岡建設工業株式会社
代表取締役 村岡 兼幸

令和5年11月30日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

新山小学校改築建築主体工事（第Ⅰ・Ⅱ期）の変更契約を締結するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものである。

議案第165号

矢島小学校改築建築主体工事請負変更契約の締結について

次のとおり工事請負契約を変更し、締結するものとする。

- 1 契約の目的 矢島小学校改築建築主体工事

- 2 契約金額 1,626,713,000円
(変更前 1,438,690,000円)

- 3 契約の相手方 山科建設・伊藤建友・三浦工務店特定建設工事共同企業体
代表者 由利本荘市矢島町七日町字曲り淵158-1
山科建設株式会社
代表取締役 山科 優

令和5年11月30日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

矢島小学校改築建築主体工事の変更契約を締結するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものである。

議案第166号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

施設の名称	指定管理者	指定の期間
由利本荘市五峰苑	赤田町内会 代表者 工藤 彰	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで

令和5年11月30日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

公の施設について指定管理者を指定する必要があるため、地方自治法第244条の2第6項及び由利本荘市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第6条の規定により、議会の議決を得ようとするものである。

議案第167号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

施設の名称	指定管理者	指定の期間
石脇コミュニティセンター	株式会社秋田東北ダイケン 代表取締役 高井 行 則	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで
由利本荘市温泉休養施設		
ふれあい交流施設		

令和5年11月30日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

公の施設について指定管理者を指定する必要があるので、地方自治法第244条の2第6項及び由利本荘市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第6条の規定により、議会の議決を得ようとするものである。

議案第168号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

施設 の 名 称	指 定 管 理 者	指 定 の 期 間
南由利原高原青少年旅行村	株式会社サンアメニティ 代表取締役 吉澤 幸夫	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで
サイクリングターミナル		
南由利原森林総合利用施設		

令和5年11月30日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

公の施設について指定管理者を指定する必要があるので、地方自治法第244条の2第6項及び由利本荘市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第6条の規定により、議会の議決を得ようとするものである。

議案第169号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

施設 の 名 称	指 定 管 理 者	指 定 の 期 間
由利本荘市森林休養センター 「ぶなの実」	株式会社サンアメニティ 代表取締役 吉澤 幸夫	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで
由利本荘市温泉保養館「あっぱ」		
由利本荘市滞在型施設「ふれあい館」		
由利本荘市交流促進センター		

令和5年11月30日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

公の施設について指定管理者を指定する必要があるので、地方自治法第244条の2第6項及び由利本荘市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第6条の規定により、議会の議決を得ようとするものである。

議案第170号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

施設 の 名 称	指 定 管 理 者	指 定 の 期 間
由利本荘市文化交流館	一般社団法人 カダーレ文化芸術振興会 代表理事 大沼 武彦	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで

令和5年11月30日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

公の施設について指定管理者を指定する必要があるので、地方自治法第244条の2第6項及び由利本荘市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第6条の規定により、議会の議決を得ようとするものである。

議案第171号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

施設 の 名 称	指 定 管 理 者	指 定 の 期 間
由利本荘市石脇体育館	由利本荘体育施設共同事業 体 代表団体 株式会社サンアメニティ 代表取締役 吉澤 幸夫	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで
由利本荘市本荘第二体育館		
由利本荘市コミュニティ体育館		
本荘由利総合運動公園陸上競技場		
本荘由利総合運動公園野球場		
本荘由利総合運動公園テニスコート		
本荘公園鶴舞球場		
由利本荘市ソフトボール場		
由利本荘市尾崎グラウンド		
由利本荘市田頭河川敷運動公園		
由利本荘市本荘弓道場		
芋川桜つつみ河川緑地芋川桜つつみパ ークゴルフ場		

令和5年11月30日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

公の施設について指定管理者を指定する必要があるため、地方自治法第244条の2第6項及び由利本荘市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第6条の規定により、議会の議決を得ようとするものである。

議案第172号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

施設の名称	指定管理者	指定の期間
新鶴潟公園テニスコート	株式会社サンアメニティ 代表取締役 吉澤 幸夫	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで
新鶴潟公園パークゴルフ場		
由利本荘市サンスポーツランド岩城 野球場		
由利本荘市サンスポーツランド岩城 管理棟		
由利本荘市岩城多目的グラウンド		
由利本荘市岩城総合体育館		
由利本荘市高城体育館		
由利本荘市スパーク岩城		

令和5年11月30日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

公の施設について指定管理者を指定する必要があるため、地方自治法第244条の2第6項及び由利本荘市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第6条の規定により、議会の議決を得ようとするものである。

議案第173号

公の施設の指定管理者の指定の期間の変更について

次のとおり公の施設の指定管理者の指定の期間を変更する。

施設の名 称	指 定 管 理 者	現行の指定の期間	変更後の指定の期間
由利本荘市岩谷麓 構造改善センター	岩谷麓町内会 会長 長谷部 芳 勝	平成28年4月1日から 令和8年3月31日まで	平成28年4月1日から 令和6年3月31日まで
由利本荘市特殊農産 物研究センター	長坂町内会 会長 伊 藤 久	平成28年4月1日から 令和8年3月31日まで	平成28年4月1日から 令和6年3月31日まで

令和5年11月30日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

公の施設を譲渡することに伴い、指定管理者の指定の期間を変更しようとするものである。

議案第174号

公の施設の指定管理者の指定の期間の変更について

次のとおり公の施設の指定管理者の指定の期間を変更する。

施設の名称	指定管理者	現行の指定の期間	変更後の指定の期間
由利本荘市北福田 集会施設	北福田町内会 会長 小嶋 功	平成28年4月1日から 令和8年3月31日まで	平成28年4月1日から 令和6年3月31日まで

令和5年11月30日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

公の施設を譲渡することに伴い、指定管理者の指定の期間を変更しようとするものである。

議案第175号

公の施設の指定管理者の指定の期間の変更について

次のとおり公の施設の指定管理者の指定の期間を変更する。

施設の名 称	指 定 管 理 者	現行の指定の期間	変更後の指定の期間
本荘公園大手門温 水プール「遊泳館」	株式会社 サンアメニティ 代表取締役 吉澤 幸夫	令和2年4月1日から 令和6年3月31日まで	令和2年4月1日から 令和8年3月31日まで

令和5年11月30日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

他の施設と併せて包括的な指定管理を進めるため、指定管理者の指定の期間を変更しようとするものである。

議案第176号

公の施設の指定管理者の指定の期間の変更について

次のとおり公の施設の指定管理者の指定の期間を変更する。

施設の名 称	指 定 管 理 者	現行の指定の期間	変更後の指定の期間
由利本荘市滝地 区コミュニティ センター	滝町内会 会長 佐々木 一	平成28年4月1日から 令和8年3月31日まで	平成28年4月1日から 令和6年3月31日まで

令和5年11月30日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

公の施設の用途廃止に伴い、指定管理者の指定の期間を変更しようとするものである。

議案第177号

本荘由利広域市町村圏組合規約の一部変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定に基づき、令和6年4月1日から本荘由利広域市町村圏組合規約（昭和45年指令地第1135号）の一部を別紙のとおり変更することについて協議するため、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和5年11月30日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

本荘由利広域市町村圏組合の共同処理する事務を変更するため、組合規約の変更について関係市と協議するにあたり、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を得ようとするものである。

別紙

本荘由利広域市町村圏組合規約の一部を変更する規約（案）

本荘由利広域市町村圏組合規約（昭和45年指令地第1135号）の一部を次のように変更する。

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第9号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この規約は、知事の許可を受け、令和6年4月1日から施行する。